

事業系ごみの処理について

1 事業系ごみの処理責任

事業系ごみとは、事業者（会社、飲食店、工場など）が排出するごみのことです。
業種や規模を問わず、小規模のお店のごみであっても「事業系ごみ」に該当します。
そして、**事業系ごみの排出責任は事業者にあります。**

廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃掃法）抜粋

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業系ごみは、各事業者が責任を持って処理をお願いします

ごみの不法投棄は犯罪です！

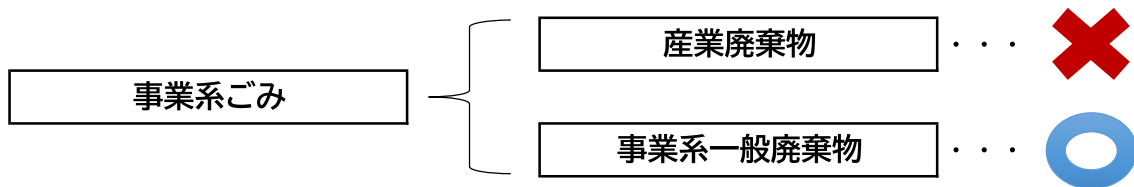
ごみをみだりに放棄すると、廃掃法（第25条）の規定により、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。



2 事業系ごみの種類（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）

事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられます。
それぞれ処理方法が異なりますので、分別して適正に処理してください。

クリーンセンター受入



3 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類を「産業廃棄物」といいます。

産業廃棄物は、クリーンセンターで受入できません。 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託するなど、法令に則り適正に処理してください。

産業廃棄物の処理方法がわからない場合は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）までお問い合わせください。

産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

特定の事業活動に伴う産業廃棄物

⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業を含む）、パルプ製造業等から生ずる木材片等、貨物流通用のパレット等
⑮繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）による繊維くず
⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

産業廃棄物処理物

⑳産業廃棄物処理物	上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの
-----------	------------------------------

4 事業系一般廃棄物

事業活動によって生じたごみで、産業廃棄物以外のものを「事業系一般廃棄物」といいます。

事業系一般廃棄物について、主な処理方法は次のとおりです。

①一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する。

刈谷市または知立市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。

※事業系一般廃棄物の処理を依頼することができるのは、市から許可を受けている業者に限られます。

※詳しくは、刈谷市、知立市のHPの下記の項目からご確認ください。

刈谷市	一般廃棄物収集運搬・処分業許可業者等一覧表
知立市	一般廃棄物収集運搬許可業者

②クリーンセンターへ直接搬入する。

※クリーンセンターへの搬入は「可燃ごみ」に限ります。

事業活動に伴って排出される「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず」「コンクリートくず」などは、クリーンセンターでは受入できません。

クリーンセンターで受入可能な事業系一般廃棄物の種類

紙くず	資源化できない紙、コピー用紙、名刺、機密文書など。 ※機密文書は通常の燃やすごみと同様の処分方法ですので、機密保護を保障するものではありません。 ※ファイル、クリップ、金具を外した状態で搬入してください。
古紙類	新聞、雑誌、ダンボールなど。
剪定木 剪定枝	長さ1メートル未満、太さ1.5センチ未満、枝葉のふくらみ1メートル未満とすること。
木くず	木製家具（机、イス、棚）など。 ※プラスチックや金属、ガラス等との複合物の場合、それらは産業廃棄物に分類されるため、分別のうえ、木製部分のみであれば受入できます。 ※建設業に係る建設廃材等は特定の事業活動に伴う「木くず」に該当し、産業廃棄物に分類されるため受入できません。また、木製パレットは業種に関わらず産業廃棄物に分類されるため受入できません。
布類	汚れた服、タオル、軍手など。 ※天然繊維のものに限ります。合成繊維は廃プラスチック類に分類されるため受入できません。
生ごみ	食品の食べ残し、調理くず、茶がらなど。 ※食品製造で出た廃棄物は産業廃棄物になるため受入できません。

クリーンセンターの受付日時等

受付日時	月曜日から土曜日まで（年末年始を除く） 午前8時30分から12時まで、午後1時から4時まで
料金	10キログラムにつき100円
搬入車両	総重量が30トン以下であること。 車両の高さが3.8メートル以下であること。 車両のホイールベースが8メートル以下であること。 車両のトレッドが3メートル以下であること。
備考	ごみの発生場所がわかる書類（名刺など）をご持参ください。

搬入者の遵守事項

- ①分別を徹底して搬入すること。
- ②搬入に際し、一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。万が一、一般廃棄物を飛散し、又は流出させたときは、自らの責任において当該一般廃棄物の除去及び清掃を行うこと。

- ③搬入時、ごみの発生場所を確認することがあるため、名刺等を持参すること。
- ④荷降ろしは、安全に注意して搬入者自らが行うこと。
- ⑤搬入物の適正な管理及び搬入者に対する指導を行うため中身調査を実施することがあるため、事業者は協力すること。また、中身調査の結果、不適物が見つかった場合は持ち帰ること。
- ⑥クリーンセンター内では事故の防止に努めるとともに、常に安全を確認して作業を行うこと。なお、事故が発生した場合、組合及び施設の運営管理業者は一切責任を負わない。
- ⑦搬入者は、自己の責めに帰すべき事由によりクリーンセンターの運営管理に支障を及ぼしたときは、自らの責任において、速やかに原状復旧を行うこと。
- ⑧搬入者は、自己の責めに帰すべき事由により、クリーンセンターの施設、設備の損傷若しくは滅失等により、組合及び運営管理業者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- ⑨その他組合又は施設の運営管理業者の指示に従うこと。

5 事業系ごみの減量化・資源化にご協力ください

事業系ごみの減量化・資源化には、コストの削減・効率化、企業のイメージアップ、従業員の意識改革、地球環境の保全など様々なメリットがあります。

各事業所で、3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組をすすめ、減量化・資源化にご協力ください。

排出抑制 (Reduce) の具体例

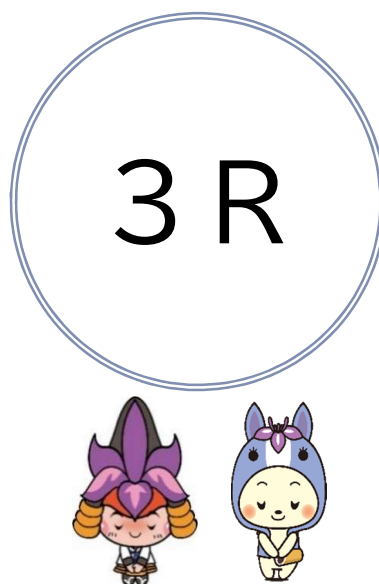
- ①量り売りやばら売りの促進
- ②包装紙の簡素化、過剰包装の自粛
- ③ミスコピー紙、使用済用紙の裏面利用、両面コピーの励行

再使用 (Reuse) の具体例

- ①繰り返し使用が可能な事務用品の再使用
- ②オフィス家具やOA機器類のリユース品の積極的な活用
- ③備品等は修理して使う

再利用 (Recycle) の具体例

- ①段ボール、新聞、OA用紙等は資源ごみに出す
- ②びん・缶類も資源ごみに出す
- ③機密文書類等はシュレッダー屑としてリサイクル事業者に出す



連絡先

刈谷知立環境組合クリーンセンター（刈谷市半城土町東田4 6 番地）

電話 0566-21-5389